

5 民生委員・児童委員の選任（一斉改選時及び隨時）に係る調書等の提出について

雇児育発0227第1号  
社援地発0227第2号  
平成25年2月27日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

民生委員・児童委員の選任（一斉改選時及び随时）に係る調書等の提出について

民生委員・児童委員の一斉改選時やこれ以外の随时における定数の決定や推薦事務等の際に係る調書等について、下記のとおり提出いただきますようお願ひいたします。

記

1. 提出調書等

- ①民生委員・児童委員定数報告書（別紙様式1）
- ②民生委員・児童委員徽章必要数等調書（別紙様式2）
- ③民生委員・児童委員推薦名簿  
(民生委員・児童委員の選任について(平成22年2月23日雇児発0223第1号、  
社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・家庭児童局長・社会・援護局長通知)の  
様式第1号)
- ④民生委員・児童委員解嘱具申書  
(民生委員・児童委員の選任について(平成22年2月23日雇児発0223第1号、  
社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・家庭児童局長・社会・援護局長通知)の  
様式第2号)
- ⑤民生委員・児童委員に対する厚生労働大臣感謝状授与者推せん名簿  
(民生委員・児童委員に対する感謝状の授与について(昭和40年11月26日社庶  
第526号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長通知)の別紙様式)

2. 提出期限

	一斉改選時	一斉改選時以外の随时
①	同年8月30日	速やかに（定数決定時に限る）
②	同年8月30日	毎年11月15日
③ 及び⑤	同年9月30日	速やかに
④		速やかに

3. 提出先

各地方厚生（支）局長宛

（上記別紙については省略）

## 生活福祉資金の資金種類別貸付決定状況

資金種類	H19		H20		H21		H22		H23	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉費等	1,799 件	15.9 億円	1,736 件	14.9 億円	4,115 件	33.4 億円	5,066 件	39.3 億円	4,782 件	31.3 億円
緊急小口資金	1,514 件	1.0 億円	3,127 件	2.4 億円	15,590 件	13.3 億円	21,376 件	18.6 億円	81,587 件	106.7 億円
教育支援資金	6,732 件	54.5 億円	7,906 件	60.3 億円	13,139 件	93.0 億円	14,287 件	99.7 億円	14,047 件	94.0 億円
総合支援資金(H21.10~)					26,353 件	178.7 億円	41,344 件	262.2 億円	18,320 件	103.2 億円
離職者支援資金(~H21.9)	870 件	12.5 億円	1,610 件	23.0 億円	1,960 件	24.1 億円				
不動産担保型生活資金	141 件	24.6 億円	119 件	20.1 億円	127 件	21.0 億円	120 件	19.7 億円	93 件	14.2 億円
要保護世帯向け不動産担保型生活資金 (H19.4~)	135 件	10.1 億円	367 件	24.9 億円	244 件	15.7 億円	238 件	16.8 億円	228 件	15.4 億円
計	11,191 件	118.4 億円	14,865 件	145.6 億円	61,528 件	379.2 億円	82,431 件	456.3 億円	119,057 件	364.8 億円

※ 各資金種類の貸付決定額は端数を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

※ 平成23年度の福祉資金及び緊急小口資金については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。なお、被災三県における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は67,850件、貸付金額は95.6億円となっている。

# 生活福祉資金都道府県別貸付決定件数及び金額

NO.	都道府県	平成22年度		平成23年度	
		貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)	貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)
1	北海道	1,964	1,506,340	1,493	932,318
2	青森県	1,208	743,115	789	432,669
3	岩手県	3,038	1,354,125	3,615	1,313,801
4	宮城県	391	198,040	38,960	5,645,158
5	秋田県	840	531,244	671	355,899
6	山形県	949	515,906	1,142	563,123
7	福島県	1,645	634,679	25,831	3,905,900
8	茨城県	1,506	602,283	871	311,700
9	栃木県	659	423,858	661	286,952
10	群馬県	1,455	592,454	1,266	383,987
11	埼玉県	3,385	1,774,508	2,371	1,261,220
12	千葉県	6,627	3,888,174	4,380	2,103,837
13	東京都	9,145	6,531,898	5,397	4,118,751
14	神奈川県	2,777	1,467,778	1,639	758,984
15	新潟県	1,257	677,977	1,014	343,283
16	富山県	588	214,562	327	93,115
17	石川県	1,288	657,610	740	265,664
18	福井県	308	133,137	175	55,944
19	山梨県	117	34,257	116	28,334
20	長野県	813	273,584	450	162,950
21	岐阜県	987	340,879	509	160,470
22	静岡県	3,704	1,441,799	1,704	647,120
23	愛知県	2,455	1,128,053	844	332,040
24	三重県	1,159	478,903	890	323,394
25	滋賀県	1,236	931,035	668	400,383
26	京都府	3,711	1,879,126	3,203	1,435,751
27	大阪府	7,511	5,883,617	4,738	3,247,255
28	兵庫県	5,602	3,300,354	3,027	1,533,951
29	奈良県	608	284,992	386	155,676
30	和歌山県	165	117,336	89	62,214
31	鳥取県	333	128,937	309	88,997
32	島根県	280	137,374	260	128,513
33	岡山県	250	87,855	87	51,324
34	広島県	1,120	519,099	775	207,607
35	山口県	497	157,339	268	90,229
36	徳島県	210	189,943	106	83,871
37	香川県	996	394,591	460	120,954
38	愛媛県	504	244,122	321	139,306
39	高知県	526	338,163	477	309,381
40	福岡県	4,974	2,477,676	3,787	1,825,026
41	佐賀県	55	22,976	30	19,089
42	長崎県	1,067	632,410	777	504,703
43	熊本県	632	330,906	399	175,056
44	大分県	911	221,461	759	176,137
45	宮崎県	837	455,766	771	427,281
46	鹿児島県	553	147,765	456	110,527
47	沖縄県	1,588	603,096	1,059	404,667
合 計		82,431	45,631,102	119,067	36,484,511

7 高等学校に在学する者の授業料等の滞納に係る生活福祉資金（教育支援資金）の取扱いについて

社援地発0219第2号  
平成25年2月19日

各 都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

高等学校に在学する者の授業料等の滞納に係る  
生活福祉資金（教育支援資金）の取扱いについて

生活困窮と低学歴・低学力の問題には相関が指摘されており、いわゆる貧困の連鎖を防止するためには、所得の多寡にかかわらず、次世代を担う子ども達が可能な限り公平な条件で社会に出られるようすることが重要である。

このような観点から、生活福祉資金（教育支援資金）の取扱いにおいては、高等学校に在学する者が授業料等の滞納等により、学校を卒業できないおそれがあるという問題が顕在化してきたことを踏まえ、平成21年度から平成23年度までの間、滞納授業料等を遡及して貸し付けることとする特例措置を講じてきたところである。

一方、公立高等学校の授業料無償化や高等学校等就学支援金制度の創設など、教育施策の充実等により、特例措置に係る貸付件数は、平成23年度には大幅に減少しているが、貧困の連鎖防止の観点からは、授業料等の滞納といった理由で、卒業を断念せざるを得ない者が生じないようにすることが重要である。

このため、今般、教育支援資金の貸付けについては、特例によらず、下記のとおり取り扱うこととしたので、ご了知の上、貴管内の関係者に周知を図るとともに、各都道府県社会福祉協議会の準備が整い次第、速やかに実施して頂くようお願いしたい。

記

1. 教育支援資金の貸付内容について

「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日付け厚生労働省

発社援0728第9号厚生労働事務次官通知。以下「制度要綱」という。) 第4の3(1)に規定する高等学校に就学するのに必要な経費については、やむを得ない事情により滞納された高等学校の授業料等(以下「滞納授業料等」という。)も含まれるものとする。

この場合の教育支援資金に係る貸付額の算定に当たっては、滞納があったときまで遡及して必要額を算出することができるものとする。

## 2. 滞納授業料等に係る貸付条件等について

- (1) 現に高等学校に在学中であること。
- (2) 授業料等を滞納したことについてやむを得ない理由があること。
- (3) 滞納授業料等の貸付けにより、卒業が確実に見込まれること。
- (4) 貸付けの対象となる滞納授業料等は、高等学校に在学する者が学校に支払うことが求められている経費であって、過去に滞納している授業料など、教育支援資金の対象経費であり、借受世帯が直接学校に支払うべきものであること。

なお、必要額については、授業料等の請求書類などで確認を行うこととし、また、借受人が学校に支払った後、領収書を提示させることにより確認をするものとする。

- (5) 貸付金額は、制度要綱第5の3(1)の規定を準用すること。
- (6) 貸付手続等の日付けについては、実際に当該手続等を行う日付けとすること。

## 3. 留意事項

- (1) 本通知により、滞納授業料等についても教育支援資金として貸付けを行うことができることとするが、本来、授業料等の滞納に至ってから対応するのではなく、滞納に至る前の段階で、生活福祉資金を含めた各種支援施策を活用することが適当である。

滞納授業料等の貸付けはやむを得ない理由がある場合の例外的な取扱いであり、滞納に至る前の段階で、必要な場合に生活福祉資金が有効に活用されるよう、各都道府県教育委員会高等学校主管課及び私立学校主管課とも連携し、学校関係者等に対して制度の十分な周知をお願いしたい。

- (2) 今年度においては、卒業の時期が間近に迫っていることも踏まえ、資金の必要時期に間に合うよう迅速な貸付決定にご配慮頂きたい。

## 8 高校生に対する修学支援について

(【資料1】「厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知」を除く)

事務連絡  
平成25年2月25日

各都道府県教育委員会高等学校主管課  
各指定都市教育委員会高等学校主管課 御中  
各都道府県私立学校主管課

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
文部科学省高等教育局私学部私学助成課

### 高校生に対する修学支援について（依頼）

高校生に対する修学支援については、日頃より格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

厚生労働省の生活福祉資金（教育支援資金）については、高等学校等に在学する者が授業料等の滞納等により、学校を卒業できないおそれがあるという問題が顕在化してきたことを踏まえ、平成21年度から平成23年度までの間、滞納授業料等を遡及して貸し付けることができることとする特例措置が講じられてきたところですが、別添の平成25年2月19日付け社援地発0219第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知のとおり、今後は、特例によらず、高等学校等における滞納授業料等を教育支援資金の貸付けの対象とすることとなりました。

については、授業料等の滞納により高等学校等を卒業できない者が出ないよう、教育支援資金の貸付けについて、従来の授業料減免事業や奨学金事業の取組と併せて、域内の高等学校等、保護者及び生徒に対し、速やかに周知いただくよう御協力方よろしくお願ひ申し上げます。なお、都道府県教育委員会におかれでは、域内の高等学校等を設置する市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対しても周知願います。

また、教育支援資金における滞納授業料等の貸付けは、授業料減免事業等の取組を活用してもなお滞納費用の返済が困難な場合であって、卒業が確実に見込まれる者を対象とするものであり、当該貸付けの趣旨を踏まえれば、貸付けの実施主体である都道府県社会福祉協議会との情報共有等十分な連携が重要であることから、この点についても特段の御配慮をお願いいたします。

併せて、教育支援資金の貸付けに当たっては、申請内容の審査など一定の手続きを経る必要があることから、貸付決定時期が4月以降となる場合も想定されるため、各高等学校等において、滞納した授業料等の支払期限について柔軟に御対応いただくよう、周知方よろしくお願ひいたします。

#### 【資料1】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知

#### 【資料2】

生活福祉資金の概要

#### 【資料3】

広報用資料例（高校生に対する経済的支援を包括的に示したもの）

（昨年度と同様のものを提供しておりますので、各種支援策の周知に御活用ください。）

<本件担当>

初等中等教育局財務課高校修学支援室 松下

TEL : 03-5253-4111 (内2586)

高等教育局私学部私学助成課 加藤・岡

TEL : 03-5253-4111 (内2547)

# 生活福祉資金（教育支援資金）貸付の概要

【資料2】

## 【実施主体】

- 都道府県社会福祉協議会(申込窓口は市区町村社会福祉協議会又は民生委員)

## 【資金内容及び貸付限度額】

- 低所得者世帯(市町村民税非課税程度の世帯)に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金

### (1)教育支援費

- ・ 低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

#### 〔貸付限度額〕

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ・高等学校 月額35,000円以内 | ・高等専門学校 月額60,000円以内 |
| ・短期大学 月額60,000円以内 | ・大学 月額65,000円以内     |

※ 原則として滞納授業料等は対象となるが、高等学校に在学する者であって、やむを得ない理由により授業料等を滞納し、授業料減免事業等他の施策を活用してもなお滞納費用の返済ができず、卒業が困難な場合等には貸付が可能。

### (2)就学支度費

- ・ 低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

#### 〔貸付限度額〕 500,000円以内

## 【貸付・返済方法】

- (1)貸付方法 子が借受人となり、世帯の生計中心者が連帯借受人となる。
- (2)据置期間 卒業後6月以内
- (3)償還開始 据置期間経過後（ただし、大学に進学した場合等、就学中は償還猶予可能）
- (4)償還期間 20年以内
- (5)貸付利子 無利子

～高校生、学校関係者の皆様へ～  
**○○県の修学支援制度のお知らせ**

○○県では、経済的な理由により授業料等の納付が困難な方を支援するために、下記の制度を用意しております。学費等についてお困りの場合は、各相談窓口へご相談下さい。

**授業料減免補助制度**

学びたいのに経済的理由により修学が困難な方に対して授業料の減額または免除を行う学校に対し県が補助を行っております。詳しくは、○○○までご相談下さい。

**【減免の対象となる方】**

- 生活保護を受給されている世帯
- 市町村民税が非課税の世帯
- 住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた世帯
- 上記に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

**奨学金貸付制度**

学びたいのに経済的理由により修学が困難な方に対して奨学金を貸与する制度です。  
 詳しくは、○○○までご相談下さい。

**【貸与の対象となる方】**

- 生活保護を受給されている世帯
- 市町村民税が非課税の世帯
- 学習成績の評定平均値が別に定める学力基準値以上であり、かつ、前年中の収入額が基準額以下の世帯
- 上記に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

**【貸与条件】**

- |         |          |
|---------|----------|
| (1)据置期間 | 卒業後〇ヶ月以内 |
| (2)償還期間 | 〇年以内     |
| (3)貸付利子 | 無利子      |
| (4)募集時期 | 4月～12月   |

**生活福祉資金貸付(教育支援資金)制度**

○○県社会福祉協議会では、生活にお困りの世帯に一時的に必要な資金を貸し付けを行っています。  
 高等学校等に学費等についても貸し付けておりますので、詳しくは、お住まいの社会福祉協議会へご相談下さい。

貸付条件等の問合せ先 … 各都道府県の社会福祉協議会  
 貸付の申請・相談窓口 … 各市区町村の社会福祉協議会

**【資金内容及び貸付限度額】**

低所得者世帯(市町村民税非課税世帯程度)に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金

○教育支援費 … 低所得世帯に属する者が高等学校等に就学するのに必要な経費

〔貸付限度額〕 高等学校 月額35,000円以内

○就学支度金 … 低所得世帯に属する者が高等学校等への入学に際し必要な経費

〔貸付限度額〕 500,000円以内

**【貸付条件】**

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| (1)据置期間  | 卒業後6ヶ月以内                |
| (2)償還期間  | 20年以内                   |
| (3)貸付利子  | 無利子                     |
| (4)連帯借受人 | 生計中心者等を連帯借受人とする必要があります。 |

## 広報用資料例②

### ～高校生、学校関係者の皆様へ～ ○○県の修学支援制度のお知らせ

○○県では、経済的な理由により授業料等の納付が困難な方を支援するために、下記の制度を用意しております。学費等についてお困りの場合は、各相談窓口へご相談下さい。

#### 授業料減免補助制度

学びたいのに経済的理由により修学が困難な方に対して授業料の減額または免除を行う学校に対し県が補助を行っております。詳しくは、○○○までご相談下さい。

##### 【減免の対象となる方】

- 生活保護を受給されている世帯
- 市町村民税が非課税の世帯
- 住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた世帯
- 上記に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

#### 奨学金貸付制度

学びたいのに経済的理由により修学が困難な方に対して奨学金を貸与する制度です。

詳しくは、○○○までご相談下さい。

##### 【貸与の対象となる方】

- 生活保護を受給されている世帯
- 市町村民税が非課税の世帯
- 学習成績の評定平均値が別に定める学力基準値以上であり、かつ、前年中の収入額が基準額以下の世帯
- 上記に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

##### 【貸与条件】

- |         |         |
|---------|---------|
| (1)据置期間 | 卒業後○月以内 |
| (2)償還期間 | ○年以内    |
| (3)貸付利子 | 無利子     |
| (4)募集時期 | 4月～12月  |

## 生活福祉資金(教育支援資金)貸付制度

○○県社会福祉協議会では、生活にお困りの世帯に一時的に必要な資金の貸付けを行っております。  
高等学校や大学等に入学・修学するために必要な経費の貸付けを行っていますので、学費についてお困りの方は、  
お住まいの社会福祉協議会へお問い合わせください。

貸付条件等の問合せ先 … ○○県社会福祉協議会(電話 ○○○○)  
貸付の申請・相談窓口 … 各市区町村の社会福祉協議会

### 【 資金内容及び貸付限度額 】

低所得者世帯(市町村民税非課税世帯程度)に対し、次に掲げる経費の貸し付けを行っています。

#### (1) 教育支援費

低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

##### 〔貸付限度額〕

・高等学校	月額35,000円以内	・高等専門学校	月額60,000円以内
・短期大学	月額60,000円以内	・大学	月額65,000円以内

#### (2) 就学支度費

低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

##### 〔貸付限度額〕 500,000円以内

### 【 貸付条件 】

- (1) 据置期間 卒業後6月以内
- (2) 償還期間 20年以内
- (3) 貸付利子 無利子
- (4) 連帯借受人 生計中心者等を連帯借受人とする必要があります。

## 9 都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成24年調査				平成23年 調査の人数	24-23 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			平成22年 調査の人数	平成21年 調査の人数	平成20年 調査の人数
北海道	52	9	10	71	85	▲ 14	98	124	145
青森県	3	0	0	3	3	0	5	8	2
岩手県	4	1	0	5	8	▲ 3	15	21	23
宮城県	82	9	1	92	138	▲ 46	119	140	110
秋田県	11	0	0	11	8	3	12	15	10
山形県	4	0	0	4	8	▲ 4	7	18	7
福島県	17	1	1	19	14	5	22	20	27
茨城県	31	4	9	44	52	▲ 8	60	62	86
栃木県	47	0	1	48	62	▲ 14	63	74	81
群馬県	58	2	2	62	83	▲ 21	110	98	97
埼玉県	374	11	42	427	497	▲ 70	592	622	597
千葉県	325	17	13	355	462	▲ 107	510	503	524
東京都	2,299	69	0	2,368	2,672	▲ 304	3,125	3,428	3,796
神奈川県	1,431	44	34	1,509	1,685	▲ 176	1,814	1,804	1,720
新潟県	5	1	0	6	22	▲ 16	23	39	38
富山县	14	0	0	14	18	▲ 4	24	32	23
石川県	11	0	0	11	14	▲ 3	17	24	21
福井県	1	0	0	1	4	▲ 3	5	28	32
山梨県	18	0	4	22	30	▲ 8	36	38	41
長野県	5	2	0	7	7	0	14	13	13
岐阜県	16	8	1	25	29	▲ 4	47	74	67
静岡県	149	9	24	182	209	▲ 27	240	297	315
愛知県	401	17	100	518	644	▲ 126	747	929	851
三重県	35	2	2	39	42	▲ 3	55	61	68
滋賀県	9	0	2	11	9	2	14	18	20
京都府	134	8	34	176	279	▲ 103	295	353	401
大阪府	2,366	47	4	2,417	2,500	▲ 83	3,338	4,302	4,333
兵庫県	245	9	19	273	341	▲ 68	419	533	575
奈良県	3	0	0	3	3	0	11	14	19
和歌山县	20	1	0	21	27	▲ 6	29	56	74
鳥取県	3	0	0	3	2	1	1	3	3
島根県	0	0	0	0	1	▲ 1	1	4	4
岡山県	21	0	3	24	31	▲ 7	57	75	67
広島県	81	9	0	90	80	10	106	154	138
山口県	6	0	0	6	10	▲ 4	9	11	21
徳島県	3	1	0	4	3	1	4	8	13
香川県	16	0	0	16	21	▲ 5	28	27	24
愛媛県	22	0	2	24	44	▲ 20	37	38	40
高知県	4	0	1	5	8	▲ 3	5	14	24
福岡県	395	16	12	423	442	▲ 19	614	1,237	1,082
佐賀県	10	0	1	11	26	▲ 15	38	39	43
長崎県	7	0	0	7	12	▲ 5	15	13	11
熊本県	44	3	2	49	40	9	76	73	111
大分県	18	1	1	20	20	0	32	38	35
宮崎県	6	0	0	6	20	▲ 14	40	31	27
鹿児島県	39	2	0	41	39	2	43	57	59
沖縄県	88	1	14	103	136	▲ 33	152	189	200
合計	8,933	304	339	9,576	10,890	▲ 1,314	13,124	15,759	16,018

※福島県の9町村（広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）は、

震災の影響で調査を実施していない。

## 10 地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱の一部改正（案）

新旧対照表

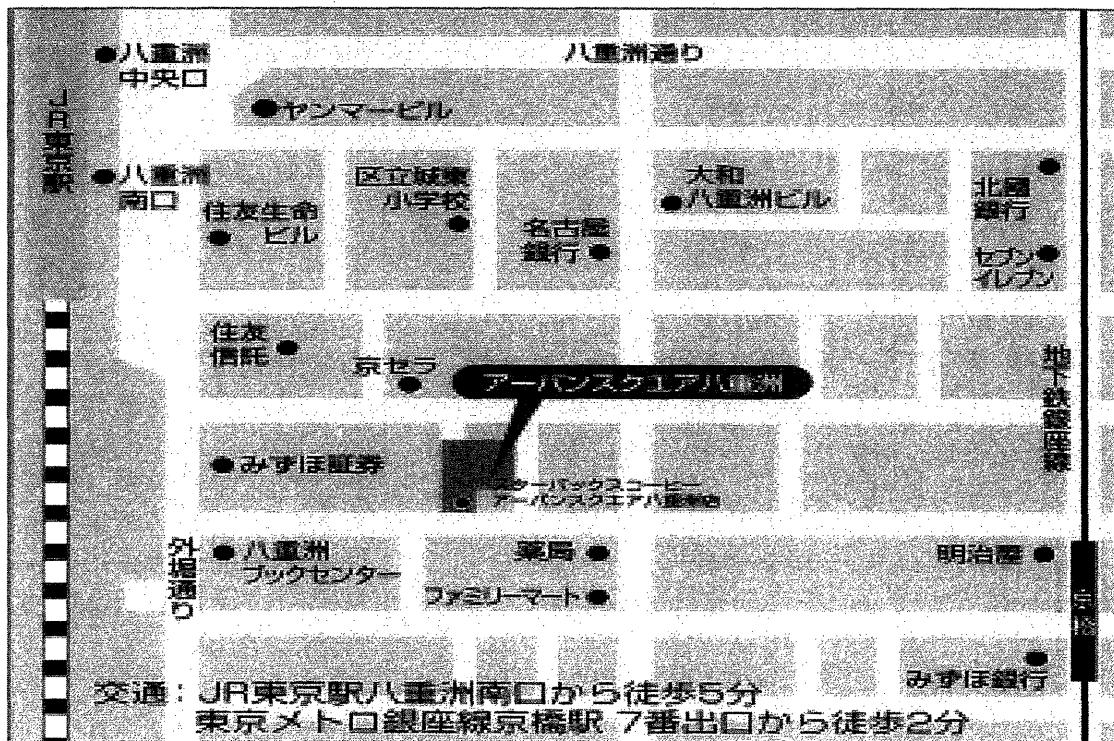
※改正箇所については、下線部分。

1. 区分	2. 種目	3. 基 準 額	4. 対 象 経 費
指導監督等事業	指導監督等事業費	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県が行う指導監督事業及び研修会（講習会）開催事業並びに指定都市等が行う研修会（講習会）開催事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
隣保館運営等事業	隣保館運営費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1. 相談事業等 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>2. 周辺地域巡回事業 1館当たり210,000円 ただし、事業期間が1年に満たない場合はこの基準額に 事業実施月数 <u>12月</u> を乗ずるものとする。</p>	隣保館運営に必要な報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金
	隣保館デイサービス事業費	1館当たり <u>1,246,000円</u>	隣保館デイサービス事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
地域交流促進事業費		<p>次により算出された額の合算額</p> <p>1. 休日等開館事業 <u>5,896円</u>×活動延日数 ただし、年間24日以上であること</p> <p>2. 交流促進講座開催事業 1館当たり<u>460,000円</u> ただし、1講座当たり月6時間程度以上、年18時間以上開催すること</p>	地域交流促進事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費

相談機能強化事業費	1館当たり <u>1,120,000円</u>	相談機能強化事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
広域隣保活動事業費	1ヶ所当たり <u>1,982,000円</u>	広域隣保活動事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
生活館運営等事業	生活館運営費  1館当たり <u>1,168,000円</u> ただし、 1. 厚生労働大臣が認めた生活館については <u>3,676,000円</u> の範囲内とする。 2. 事業期間が1年に満たない場合は基準額に <u>事業実施月数</u> 12月 を乗じるものとする。	生活館運営のために必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費（ただし、厚生労働大臣が認めた生活館については給料、職員手当及び共済費を含む。）
	生活館活動推進事業費  1館当たり <u>362,000円</u> ただし、これによりがたい場合には厚生労働大臣が必要と認めた額	生活館活動推進事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費

## 11 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構について

(注) 本資料は、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構のパンフレットを抜粋したものである。



- 開館時間 10:00から18:00まで
- 休館日 (1) 日曜日  
(2) 月曜日 (祝日・休日に当たる日を除く)  
(3) 祝日の翌日 (土曜日に当たる日を除く)  
(4) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

〒104-0028 東京都中央区八重洲2丁目4番13号アーバンスクエア八重洲(3階)

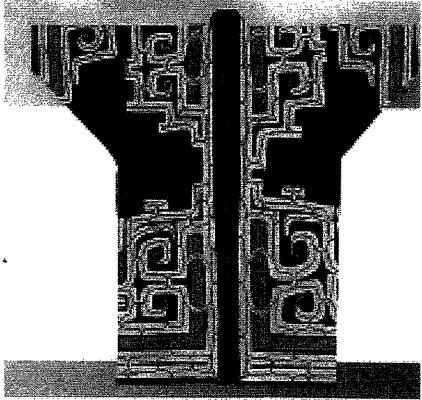
TEL.03-3245-9831 FAX.03-3510-2155

URL <http://www.frpac.or.jp/>

E-mail:acc-tokyo@frpac.or.jp

## アイヌ文化交流センターは、

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が、  
首都圏に居住するアイヌの人たちの文化活動等を  
支援するとともに、一般の方々に  
アイヌの伝統や文化に関する知識の  
普及啓発を図ることを目的として設置しています。



## 事業概要

### アイヌの人たちの文化活動等の支援

アイヌの人たちにアイヌ古式舞踊等の活動の場を提供しています。

### アイヌ文化等に関する知識の普及啓発

アイヌの伝統や文化に関するセミナーを開催するなど、知識の普及啓発を図っています。

### アイヌ文化等に関する情報の収集・発信

アイヌ関係図書等の収集のほかインターネットで情報等を発信しています。

## ご利用方法

アイヌ文化交流センターの入館は無料です。  
どなたでも、自由に図書や工芸品等をご覧い  
ただけます。

### 図書、ビデオ

アイヌに関する図書約4,000冊以上がお読み  
いただけます。

(貸出しが行っていません。)

約80本のビデオ映像が視聴いただけます。

### 工芸品

アイヌの工芸品を常時40点以上展示して  
います。(一部の作品は直接手で触れられま  
す。)

### 情報提供

インターネットで財団法人アイヌ文化振興・研  
究推進機構のホームページをご覧いただけま  
す。

チラシ、パンフレット等によりアイヌ文化関連行  
事などの情報を提供しています。

### 公開講座

アイヌ文化等に関する知識の普及啓発のため、  
公開講座、セミナーを開催しています。(開催日

### ○ アイヌ文化普及啓発用の資料等の貸 出のお知らせ

アイヌ文化交流センターでは、着物、トン  
コリ(五弦琴)、パネル等の貸出しを行って  
います。

#### 1. 貸出対象

アイヌ文化の普及啓発に関する事業を行  
う団体とします。

#### 2. 貸出期間

原則として、1回あたり10日間とします。

#### 3. 貸出数量

1回の貸出につき、着物5枚以内、トンコ  
リ1台、パネル1セットとします。

#### 4. 申込み方法

貸出を希望される場合は、アイヌ文化交  
流センター受付に電話でお問合せください。

#### 5. その他

・貸出に係る送料は、申込者負担となります。

・貸出物品を亡失、滅失した場合は、原  
状回復に要する実費を請求する場合があ  
ります。

